

令和6年1月から 産前産後期間の国民健康保険税が 減免されます！

原則申請が必要です



問 税務課(国民健康保険税担当) ☎52-5603

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産となる美馬市国民健康保険被保険者の方が対象です。
※妊娠85日(4か月)以上の分娩が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。)

申請できる期間

出産予定日の6か月前から申請できます。出産後の申請も可能ですが、減免対象期間終了月までの提出にご協力ください。

申請に必要なもの

- ① 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ② 母子健康手帳等の出産予定日または出産日、単胎・多胎の別がわかるもの
※ 窓口で必要箇所をコピーさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ③ (出産被保険者と住民票上の世帯が違う方が申請する場合) 出産被保険者または同世帯員からの委任状

減免対象期間について

- 出産予定日または出産日が属する月の**前月から4か月間**
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の**3か月前から6か月間**

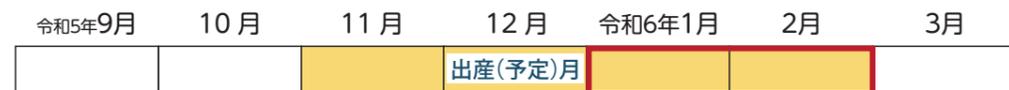
☐ …減免対象期間



⚠ 注意事項

- **対象期間の保険税**のうち出産被保険者の**所得割と均等割**を減額します。
対象期間の保険税が0円になるものではありません。
- 対象期間が年度をまたぐ場合は、次年度も引き続き適用されます。
- 令和6年1月より前の期間は対象となりません。(制度開始が令和6年1月以降のため)

〈例〉12月出生(予定)、単胎の場合



固定資産税に関する 届出をお願いします

問 税務課(固定資産税担当) ☎52-5602



固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋および償却資産の所有者に課税される税金です。次の場合は必ずご連絡または届出を行ってください。

対象	ケース	注意点
家屋	建物を新築したとき	家屋調査が必要です。お済みでない場合は、ご連絡ください。
	建物を取り壊したとき	届出がないと、課税の対象となる場合があります。
家屋・土地	未登記の建物を譲渡※したとき	届出がないと、前所有者に固定資産税が課税されます。
	所有者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡した年の12月31日までに相続登記がお済みでない場合、届出が必要です。 • 死亡した所有者が口座振替を利用していた場合は、引き落としができなくなりますので、新たに口座振替の手続が必要です。

※譲渡とは、売買・相続・譲与などの行為をいいます。

償却資産の申告について

償却資産とは、法人や個人で事業を営む者が所有し、事業のために使用する構築物、機械、装置、器具、備品などのことです。市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産所有状況について、1月31日までに申告してください。

申告期限 令和6年1月31日(水)

申告方法

申告書を記入し、持参、郵送または電子申告(eLTAX)にて税務課に提出してください。なお、昨年申告のあった方には、申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や申告用紙が届かない方は、ご連絡ください。

「太陽光発電設備」は、次の場合には償却資産に該当し、申告が必要です。

- ① 個人・法人が事業用として設置した設備(規模とは無関係)
- ② 個人が住宅に設置し、余剰又は全量売電を行っている10キロワット以上の設備